

報告第2号

職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例の一部を改正する条例急施専決処分報告について

一般職員の期末手当の支給割合を改めるため、条例の一部を改正する必要が生じたが、急施を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和3年11月26日管理者において次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求める。

令和4年2月8日提出

大阪広域環境施設組合管理者 松井 一郎

職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例の一部を改正する条例

第1条 職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例（平成27年条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(一般職員の期末手当) 第2条 [略] 2 前項に定める職員の期末手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額に、基準日以前の組合規則で定める期間（以下「調査対象期間」という。）における実勤務日数（所定の勤務日の日数から欠勤等の日数（欠勤その他の組合規則で定める事由により所定の勤務日に勤務しなかった日の日数をいう。以下同じ。）を減じた日数をいう。以下同じ。）の区分（第2号に掲げる職員にあつては、1週間当たり	(一般職員の期末手当) 第2条 [同左] 2 [同左]

<p>の所定の勤務日の日数ごとに設ける調査対象期間における実勤務日数の区分) に応じ、それぞれ 100 分の 100 を超えない範囲内で組合規則で定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)以外の職員期末手当基礎額に <u>100 分の 112.5</u> (行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの(これらの職員のうち、組合規則で定める職員を除く。以下「特定管理職員」という。)にあつては、<u>100 分の 92.5</u>) を乗じて得た額</p> <p>(2) 再任用職員 期末手当基礎額に <u>100 分の 62.5</u> (特定管理職員にあつては、<u>100 分の 52.5</u>) を乗じて得た額</p> <p>[3～5 略]</p>	<p>(1) 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)以外の職員期末手当基礎額に <u>100 分の 127.5</u> (行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの(これらの職員のうち、組合規則で定める職員を除く。以下「特定管理職員」という。)にあつては、<u>100 分の 107.5</u>) を乗じて得た額</p> <p>(2) 再任用職員 期末手当基礎額に <u>100 分の 72.5</u> (特定管理職員にあつては、<u>100 分の 62.5</u>) を乗じて得た額</p> <p>[3～5 同左]</p>
<p>備考 表中の[]の記載は注記である。</p>	

第2条 職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(一般職員の期末手当)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 前項に定める職員の期末手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額に、基準日以前の組合規則で定める期間(以下「調査対象期間」という。)</p>	<p>(一般職員の期末手当)</p> <p>第2条 [同左]</p> <p>2 [同左]</p>

における実勤務日数（所定の勤務日の日数から欠勤等の日数（欠勤その他の組合規則で定める事由により所定の勤務日に勤務しなかった日の日数をいう。以下同じ。）を減じた日数をいう。以下同じ。）の区分（第2号に掲げる職員にあつては、1週間当たりの所定の勤務日の日数ごとに設ける調査対象期間における実勤務日数の区分）に応じ、それぞれ100分の100を超えない範囲内で組合規則で定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）以外の職員 期末手当基礎額に 100分の120（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの（これらの職員のうち、組合規則で定める職員を除く。以下「特定管理職員」という。）にあつては、100分の100）を乗じて得た額

(2) 再任用職員 期末手当基礎額に 100分の67.5（特定管理職員にあつては、100分の57.5）を乗じて得た額

[3～5 略]

(1) 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）以外の職員 期末手当基礎額に 100分の112.5（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの（これらの職員のうち、組合規則で定める職員を除く。以下「特定管理職員」という。）にあつては、100分の92.5）を乗じて得た額

(2) 再任用職員 期末手当基礎額に 100分の62.5（特定管理職員にあつては、100分の52.5）を乗じて得た額

[3～5 同左]

備考 表中の[]の記載は注記である。

附 則

この条例は、令和3年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

(参考)

地方自治法（抄）

第 179 条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第 113 条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第 162 条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意及び第 252 条の 20 の 2 第 4 項の規定による第 252 条の 19 第 1 項に規定する指定都市の総合区長の選任の同意については、この限りでない。

省 略

前 2 項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

省 略